

インドの言語政策と英語教育

榎木 園 鉄 也

1. はじめに

本稿は、日本でほとんど紹介されていないインドの言語政策、言語教育政策、英語教育を概説し、教育用語、私立の英語学校、英語教員の資格、現職教育、外国人教師、教科書や教材、テストについても紹介するものである。執筆にあたっては、巻末掲載の文献資料の他、筆者自身による現地（特に、ハイダラーバード）でのフィールドワークの結果もふまえている。

2. インドの言語政策

①連邦の公用語と州公用語

現在、インドの連邦の公用語はヒンディー語である。また、ヒンディー語とともに英語も公用語として併用することができる（一般的には英語を「準」公用語と言っている）。

各州は「インド憲法第8付則で指定されている言語」（1）（現在、18言語。詳しくは後述）から1つ以上の州公用語を定めることができる（2）。連邦の公用語のヒンディー語と英語も「インド憲法第8付則で指定されている言語」に含まれているので、いくつかの州の州公用語となっている。

②連邦の公用語の策定経緯

1950年施行のインド憲法第343条1項では、連邦の公用語をデーヴァ・ナーガリー文字（数字は英数字）で記されたヒンディー語としている。これには主に北インドのヒンディー語圏を選出母体とする国民会議派政権の意向が大きく反映されている。

一方、1950年施行のインド憲法第343条2項では、憲法施行後15年間（1965年1月25日まで）だけ暫定的に連邦のすべての公用で英語を用いることができると規定した。つまり、1965年から英語を公用語からはずし、ヒンディー語だけを連邦の公用語にすると規定したのである。しかし、英語を公用語からはずすことへに対して、南インド等非ヒンディー語圏から猛烈な反発があったため、中央政府は憲法第343条に3項を追加し、1965年以降も英語の公用語としての継続使用を認めたのである。

さらに、1963年に公用語法（Official Languages Act, 1963）が議会を通過し（発効は1965年）、1965年以降も無期限に英語の公用語としての継続使用が認められたのである。なお、同法では、決議案、一般命令、規則、告知、報道機関への発表、行政報告書、免許状、証明書、契約書、協定書などには、ヒンディー語と英語の両言語を使わねばならないと規定している。

しかし、この1965年発効の公用語法では、英語の使用に関する記述があいまいだったため、南インド等非ヒンディー語圏で激しい反ヒンディー語運動が起こった。北インドからのヒンディー語の強制に不安を抱いたのである。特に、反ヒンディー語感情が強いタミル・ナードゥ州では、激しいストライキや暴動が発生した（このとき、英語で教育を受けた人々が、英語使用者としての既得権を守るため、反ヒンディー運動と英語支持を結び付けて、民衆を煽ったという見方もあ

る (Krishna, 1991))。

そこで、中央政府は妥協策として、1967年に公用語法を修正し、連邦の公用語としての英語の「併用」を法的に保証した。以後、一般的に、ヒンディー語を連邦の公用語、英語を連邦の「準」公用語と言うようになった。

なお、中央政府はヒンディー語を連邦の公用語として普及していく姿勢を弱めていない。しかし、使用者が教育のあるエリート層に限定されるものの、全インドレベルの共通語として実質的に通用しているのは英語である。連邦の公用語のヒンディー語が連邦の「準」公用語の英語の後塵を拝しているのである (Parasher, 1989)。

英語が教育のあるエリート層の共通語なのに対して、ヒンディー語は、特に大都市圏で、民衆 (非エリート) の共通語として機能している。例えば、ムンバイ (マラーティー語圏) やカルカッタ (ベンガル語圏) では、さまざまな出身地・出自・言語を背景とする人々の共通語として、簡略化されたヒンディー語が用いられている (これらを Bazaar Hindi, Bombay Hindi, Calcutta Hindi などと言う)。

③インド憲法第8付則で指定されている言語

インド憲法第8付則では、インドの主要な18言語を数的・経済的・政治的・文化的に重要であると、特に振興・保護する言語として「指定」している (よって「インド憲法第8付則で指定されている言語」を schedule languages と言う) (註1)。インド憲法第8付則では、最初、14言語を指定していた (インド共和国の紙幣に、これらの言語 (アルファベット順) と英語で「…ルピー」と記している) が、その後、1967年にスィンディー語 (Sindhi) が加えられた。1992年にはコンカーニー語 (Konkani) とネパール語 (Nepali) とマニプル語 (Manipuri) が加えられ、2001年現在、全部で18言語となっている。

これら18言語は、一般に、インドの連邦の公用語と誤解されているが、厳密には、「インド憲法第8付則で指定されている言語」にすぎず、連邦の公用語そのものではない。各州が「インド憲法第8付則で指定されている言語」から1つないし複数の州公用語を選ぶことができる (註2) ので、これら18言語がインドの連邦の公用語と勘違いされるのである (例えば、古典語のサンスクリット語、インド国内に故地を持たないスィンディー語とネパール語、他の有力言語が故地の州公用語のため州公用語でないカシミール語とマイティリー語とマニプル語以外の言語は、それぞれの故地や使用人口が多い州の公用語となっている (註3))。

これら18の言語集団からは連邦公用語委員会の委員が選出されることになっている。また、これら18言語は、中央政府の公務員試験などの各種競争試験の用語でもある (実際は、英語を選択する人が大多数である) ので、自分の言語集団の言語がインド憲法第8付則で指定されるかどうかはその言語集団全体の利益に深くかかわってくる。よって、各言語集団は自分の言語を「インド憲法第8付則で指定されている言語」に加える政治的・文化的運動をしている。

④Sahitya Academi (インド国立文学アカデミー)

各言語集団が自分の言語を「インド憲法第8付則で指定されている言語」に加えるには、その前段階の手順として、自分の言語を Sahitya Academi (インド国立文学アカデミー) によって認知してもらう必要がある。Sahitya Academi は、インド文学振興のために1954年に国が設立した団体である。2001年現在、22のインドの言語を認知し、それらの言語での文学を振興している。

ちなみに、英語もインドの言語の1つとされ、インド英語文学 (Indian Writing in English) をインド文学の一分野であるとしている。

Sahitya Academiに自分の言語集団の言語を認めてもらうことは、文化的だけでなく政治的な意味をもつ。というのは、Sahitya Academiに自分の言語集団の言語を認めてもらうことは、実質上、その言語が国家によって文化的かつ政治的に重要であると認知される第一段階である。Sahitya Academiに自分の言語を認知されれば、その言語を「インド憲法第8付則で指定されている言語」、ひいては、故地の公用語とすることも夢ではない。

言語集団によって民族が規定されることが多いインドでは、自分の言語の利益は自分の言語集団の利益となる。よって、政治的・経済的・文化的立場を向上させたい言語集団は、Sahitya Academiに自分の言語を認めてもらうよう働きかける。Sahitya Academiに認めてもらった後は、「インド憲法第8付則で指定されている言語」に加えてもらうよう働きかける。

なお、Sahitya Academiに認められている言語、および「インド憲法第8付則で指定されている言語」は、伝統的な文字文化をもち、豊かな文学を持っていないとされる。しかしそれ以上に、言語ナショナリズムやその言語集団を中心とする政治力や経済力が決定力を持つことが多い。

⑤言語州 (linguistic states) と州公用語

ここで、各州の公用語を具体的に概観してみよう。

インドでは言語が民族を規定する最大の要素である。よって、州編成も地域の主要言語圏を中心としている。地域の主要言語を中心編成した州を言語州 (linguistic states) という。

独立後の州編成は、言語州を基本とするものであったが、言語州再編成の要求が南インドのアーンドラ地方 (当時、マドラス州とハイダラーバード藩王国に分割されていた) を中心にしておこってきた。そして、1953年、他の州に先がけてテルグ語圏を中心とするアーンドラ・ブラデーシュ州が実現した。

1956年、言語州の本格的な再編成が実施された。その後も、1960年にボンベイ州がマラーティー語圏のマハーラーシュトラ州とグジャラート語圏のグジャラート州に、1966年にパンジャブ州からヒンディー語圏のハリヤーナー州が分離した。

各州の議会は州公用語を選定する権限を持っている。憲法第345条で、各州は1つ以上のインドの言語 (「インド憲法第8付則で指定されている言語」から) あるいはヒンディー語を州公用語とすると規定している。また、英語を州公用語として使用することも認めている。実際は、多くの州が「インド憲法第8付則で指定されている言語」から話者人口の多い有力地域語を州の公用語にしているが²⁾、ジャンム・カシミール州のウルドゥー語、ミゾラム州やメガラヤ州の英語のように、その地域に母語話者は多くないにもかかわらず、社会的・文化的・伝統的に優勢なため、州の公用語になっている言語もある³⁾。

なお、州と州の間、あるいは州と連邦の間での通信には英語を用いることができる (ヒンディー語を用いる協定を結んでいない言語ない場合のみ)。その具体的な内容は、1976年改正の公用語法 (Official Languages Rules 1976) で定められた。その概略を以下に記す。なお、この法律は、現状としては、忠実に実行されていると言えない。

(1) この法は中央政府に任命された委員会や法廷、中央政府管轄の法人・会社に適用される

- (2) 中央政府から「A地域」の州・連邦直轄地（ウッタル・プラデーシュ州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、マディヤ・プラデーシュ州、ビハール州、ラージャスターン州、ハリヤーナー州、連邦直轄地のアンダマン・ニコバル諸島とデリー（註4））への連絡はヒンディー語でおこなう
- (3) 中央政府から「B地域」の州・連邦直轄地（パンジャブ州、グジャラート州、マハーラーシュトラ州、連邦直轄地チャンディーガル（註5））への「事務」連絡は通常ヒンディー語でおこなうが、中央政府から「B地域」の「個人」連絡は英語ないしヒンディー語でおこなう
- (4) 中央政府の事務所間、中央政府から州政府や連邦直轄地の事務所・個人への連絡はヒンディー語でおこなう（ヒンディー語使用の比率は別に定める）
- (5) 中央政府の事務に関するすべての手引き書、規約、手続き書などはヒンディー語と英語の両方で準備する。（中央政府の）書式、登記簿の見出し、名札、掲示板、文具などにはヒンディー語と英語の両言語で併記する
- (6) ヒンディー語と英語の両言語で、公用語法第3項の3に明記されている文書を発行するのは、それに署名する官吏の責任でおこなう
- (7) 中央政府の省庁、およびその傘下の部局、公共事業所、国営銀行などが購入する電気機器はデーヴァ・ナーガリー文字（ヒンディー語の文字）とローマ字の両方で使用の便宜をはからなければならない
- (8) 中央政府関係の職買でヒンディー語の運用能力を持つ者、ヒンディー語の研修を受けたことがない者はヒンディー語の研修を受けなければいけない
- (9) 中央政府の省庁、あるいは関連機関の昇任試験などでは、ヒンディー語を（解答の）用語として選ぶことができ、質問用紙はヒンディー語と英語の両方で準備されなければならない。また、受験者はヒンディー語で面接試験を受けることができる
- (10) 中央政府の地方機関での職員採用（選考）も、ヒンディー語を用語とすることができる
- (11) 中央政府の研修施設での教育研修もヒンディー語でおこなうことができる
- (12) 中央政府の部局では、ヒンディー語を教育用語とする学校出身のタイピストの比率を一定比率にする
- (13) デーヴァ・ナーガリー文字タイプライター、そしてデーヴァ・ナーガリー文字速記者およびタイピストの比率は次の通りである：
- (a) 「A地域」の本省・本庁では70%
 - (b) 「A地域」のその他の部局・地方機関では80%
 - (c) 「B地域」では55%
 - (d) 「C地域」（「A地域」と「B地域」以外の州と連邦直轄地）では21%
- (14) 「A地域」と「B地域」でヒンディー語に習熟した者は、次のような通信文の草稿をヒンディー語だけで提出することになっている：
- (a) 当該州以外の「A地域」・「B地域」の州および連邦直轄地へ出す通信文
 - (b) 「A地域」と「B地域」の中央政府関連機関への通信文
 - (c) ヒンディー語で書かれた通信文への返事
 - (d) ヒンディー語で書かれた、あるいは、ヒンディー語で署名された申込書、懇願書、陳情書への返事
 - (e) ヒンディー語に習熟した者はヒンディー語で書類にメモをすることになっている

- (15) 中央政府が組織するセミナーや会議で、ヒンディー語を用いて学術論文を発表する権利がある
- (16) 書籍購入用の交付金は、全体の5%をヒンディー語の書籍の購入にあてなければならない
- (17) 公用語法の条項やその細則の実施状況を適切かつ効果的に点検・確認するのは、中央政府各部局の長の責任である

⑥ 3言語政策 (Three Language Formula)

インドの代表的な言語政策は「3言語政策」(Three Language Formula)である。簡単に言うと、母語(地域語)、ヒンディー語、英語の3言語を学校教育で教える政策であるが、本稿では、その詳細を紹介・解説する。

中等教育では3言語政策に基づいた言語教育がおこなわれている。

3言語政策は、インドの全人口の約4割を占めるヒンディー語話者と、南インドのドラヴィダ語圏を中心とする反ヒンディー語圏との妥協の産物で、各言語集団間の言語学習負担を公平化するために制定されたのである。

1955年制定の最初の3言語政策は、非ヒンディー語話者は母語とヒンディー語と英語の3言語を学ぶことになっていた。一方、ヒンディー語話者は母語(ヒンディー語)、英語、ヒンディー語以外のインド語(南インドの言語が望ましいとされた)の3言語を学ぶことになっていた。しかし、実際は、ヒンディー語話者のほとんどが南インドの言語を選択せず、ヒンディー語話者に学習しやすいウルドゥー語やサンスクリット語を選択した。そのため、特に南インドの非ヒンディー語話者には、自分たちだけが一方的にヒンディー語を押しつけられているという不平感が募り、反ヒンディー運動が高まって暴動も発生した。

そこで、1966年に3言語政策に修正を加え、(1)母語あるいは地域語、(2)連邦の公用語(ヒンディー語あるいは英語)、(3)現代インド語または上記の(1)および(2)以外の言語を中等教育で学習することにした。しかし、ヒンディー語に最も強く反発している南インドのタミル・ナードゥ州では、ヒンディー語教育を無視して、タミル語と英語だけを教えている。

一般に、インドでは英語力が教育レベルの一つの指標となっている。その一方、地域や母語によっても、英語力の差がでるとも言われている。インド人は、ヒンディー語が下手な(地域の)人は英語が上手である(例えば、南インドや北東諸州・地域ではヒンディー語圏よりも英語が上手い)。反対に、英語が下手な地域の人にはヒンディー語が上手な傾向がある(例えば、ウッタール・プラデーシュ、ビハールなどでは英語を忌み嫌う人がいる)。実際、全インドから公募採用される大学の英語科の教員には、北インド出身者よりも南インド出身者のほうが多い。よって、この俗説はそこそこ信憑性が高いといえよう。

中央政府は、3言語政策関係の教員養成(言語教育の教員養成)や教科書などの教材作成にかかわっている。また、3言語政策の効率的な実施のために、インド諸言語(ヒンディー語は除く)、ヒンディー語、英語(および外国語)の研究所を設置し、教育法の改善、教材作成、各言語の教育・研究、教員養成、現職教育などをおこなっている。

ヒンディー語の教育・研究にあたっているのは中央ヒンディー語研究所(Kendriya Hindi Sansthan。英語名Central Hindi Institute)は北インドのアーグラにある。部族言語も含めたインド諸言語の教育・研究にあたっているのは中央インド諸言語研究所(Central Institute of Indian Languages)は南インドのマイソールにある。英語と外国語(インドでは英語は「外国語」

ではなく第2言語)の教育・研究にあたっている中央英語・外国語研究所(Central Institute of English and Foreign Languages)は上記2研究所のほぼ中間あたりのハイダラーバードにある。この3つの研究所の設置地域にも、北インドと南インドとのバランスの配慮がなされている。それに、それぞれの研究所はインド各地にバランスよくRegional Centreを配置している。

3. 言語教育政策

①教育行政

1976年までインドでは、初等中等教育は各州の責任とされていた。中央政府は、調整と高等教育に関係しているだけであった。ところが、1976年の憲法改正で、初等中等教育は州政府と中央政府の共同責任となり、事実上、中央政府による教育への統制が強化された。

実際は、初等中等教育は州の教育局(教育委員会)が監督し、高等教育は自治権と学位授与権を持っている大学(university)がその傘下のカレッジ(college)を管理している(自治権や学位授与権を持っているcollegeもある)。また、後期中等教育(主に専門教育をおこなう大学予備教育)にあたる第11学年と第12学年(plus two, junior college, intermediateなどと言う)にも大学の傘下になっている学校がある。

現在、ほとんどの州で「10+2+3」の教育制度を採用している。第9学年と第10学年では普通教育(一般教育)を、第10学年と第11学年では大学予備教育にあたる専門教育をおこなっている。なお、第10学年修了時にMatriculation、第12学年修了時にHigher Secondary Examination(ISCEとも言う)と言う試験がおこなわれている。

中央政府は第9学年と第10学年(インドではこの学年に相当する学校をhigh schoolと言う)だけを中等教育とし、第6学年から第8学年までは後期初等教育としている。また、第11学年と第12学年は州によって後期中等教育であったり、高等教育の一部であったりする。

インドの高等教育機関にはカレッジ(college)、大学(university)、そして、大学に相当する機関(deemed university)がある。修業年限は、学士課程が3年(一部で2年)、修士課程が2年、M.Philが1年から2年、博士課程が3年である。学位コースの他に、学士課程レベル、学士課程卒業レベル、修士修了レベルのディプロマ(diploma)やサーティフィケート(certificate)のコースも開設されている。

②義務教育

中央政府は第1学年から第5学年までを初等教育、第6学年から第8学年までを後期初等教育としている。インドでは第1学年から第8学年修了までが義務教育で、ほとんどの州および連邦直轄地では無償としている。なお、多くの州と連邦直轄地では10学年まで教育が無償であるが、6学年まで無償の州・連邦直轄地(メガラヤ州、ミゾラム州。女子は7学年まで)、8学年まで無償の州・連邦直轄地(ハリヤーナー州、パンジャブ州、マディヤ・プラデーシュ州、マニプル州、オリッサ州、ラージャスターン州、ウッタル・

プラデーシュ州、そして連邦直轄地のデリーとチャンディーガル)もある。また、女子だけ12学年まで教育が無償の州・連邦直轄地もある(グジャラート州、ハリヤーナー州、マハーラーシュトラ州、ラージャスターン州、ウッタル・プラデーシュ州、そして連邦直轄地のダドラ・ナガル・ハヴエーリー。なお、グジャラート州では男子が11学年まで無償で、マハーラーシュトラ州では男子が7学年まで無償となっている)。

③言語教育と識字率

初等教育では母語での教育が原則とされる。州の公立学校（州立学校）では、基本的に、州の主要言語（州の公用語であることがほとんど）を教育用語としている。なお、州の公用語でない少数言語を母語とする児童には第3学年まで母語での教育を保証しているが、第4学年以降は州の公用語で教育を受けることになる。

中等教育では、中央政府が推進する3言語政策（Three-Language Formula, 前述）が実施されている。インドの中等教育機関では、地域語（多くの生徒の母語）に加えて、英語とヒンディー語が教科（あるいは教育用語）として学習されている。

多くの州で、第10学年と第12学年の統一修了試験（それぞれ、Matriculation、Higher Secondary Examination（あるいはISCE）と言う）で、英語が必修科目となっている。

多くの大学では、学士課程の第2学年まで一般英語（general English）が必修とされている。ヒンディー語圏には、英語を必修科目でなく選択科目にしている大学もある。一般英語を必修としている学士課程では、修了試験でも英語は必修科目となっているところが多い。修士課程以上では、一般英語は必修科目でない（英語専攻の大学院では英語は除く）。ちなみに、文系では、学部レベルで74.3%、大学院レベルで84.5%が英語を教育用語としている。工学・医学系の大学では100%が英語を教育用語としている。

現在、中央政府および州政府の初等教育での第一の関心事は識字率の向上である。すなわち、母語での読み書きが先決で、実際のところ、母語以外の言語の学習は二の次となっている。なお、1991年現在、7歳以上の人の識字率は、独立後いちじるしく改善しているものの、男性が64.13%、女性が39.29%、男女平均が52.21%である。一方、都市部では英語を教授言語とする学校が大流行で、母語さえも軽視されている感がある。

④中央政府学校（Kendriya Vidyalaya/ Central School）

主に中央政府の公務員や軍人の子弟が通学する中央政府学校（Kendriya Vidyalaya/ Central School）では、インドのほとんどすべての地域で、連邦の公用語である英語とヒンディー語で教育している。地域語（あるいは州の公用語）は、教育用語ではなく、一教科として教えられている。例えば、テルグ語圏のアーンドラ・プラデーシュ州の中央政府学校では、州の公用語のテルグ語は一教科として教えられている。

中央政府学校では全インドでほぼ同じカリキュラムを用いている。これは、職務上、全インドを移動する中央政府の公務員の子弟に、どの地域に行っても同質の教育を保証するためである。1993年現在、中央政府学校は全国に771校あり、約645,472人の生徒が通学している。一般に、中央政府学校は教育の質が高く、入学選考の競争が激化している。

⑤英語学校（English-medium school）

インドなど南アジア諸国には、英語を教育用語とする初等・中等教育の私立の学校が多い。この種の学校は、州立（公立）の地域語を教育用語とする学校（vernacular-medium）に対して、英語学校（English-medium school）と呼ばれている。

現在、私立の英語学校の質は玉石混交である。元来、私立の英語学校は、後で述べるパブリック・スクールのように裕福な一部の特権階級のもので、高い質の教育を誇っていた。現在も、伝統校は特権階級以外に門戸を開きつつあるが、依然として高い質の教育を誇っている。しかし、

中間所得層が急増している現在、新参の中間所得層の要求もあり、教師の質や設備の備わらない新設の英語学校が都市部を中心に急増している。筆者はインドで、民家や大衆食堂を改造した狭い教室に60人近い生徒を詰め込んでいる新設の英語学校を見学したことがある。そういう英語学校での教育用語は、基本的には英語であるが、一般的に教師の質が悪いため、無原則に英語と地域語が混ぜて話されるなど、用いられている英語はかなり怪しいものである。

なお、インドには、パブリック・スクール（public school）と呼ばれるイギリスのパブリック・スクールをモデルにした私立の伝統校がある。パブリック・スクールでは、施設や教師の質が高く、教師の用いる英語も洗練されているといわれている。そのかわり、パブ学費が高く、入学選考も厳しい。

通学制の学校も増えてきたが、伝統的なパブリック・スクールの多くは全寮制である。また、英語以外の言語の使用が禁止されている学校もある。生徒は一日中、英語漬けの生活である。このため、英語が身につけやすい。反面、本来の母語をほとんど喪失し、英語が実質上の第1言語となってしまう人も多い。

一世代前までは都会でもほとんどの人が初等教育と中等教育は地域語を教育用語とする学校に通っていた。英語が教育用語となるのは、大体、高等教育からであった。しかし、現在、都市部では、中間層以上の家庭ではほとんどの子供が初等教育段階から英語を教育用語としている学校に通い始める。この傾向は、1990年代の経済の自由化以降、加速されている。そういう都市部の中間層の需要にこたえるため、英語と教育用語とする学校が乱立してきた。その質は、まさに玉石混交である。英語を教育用語とする学校の多くはpublic schoolという学校名を用いているが、伝統的なパブリック・スクールには及ぶべくもない。

このような私立の英語学校は、州政府の補助金を受けないところがほとんどである。そのかわり、州政府から教育やカリキュラムへの統制・管理を受けないので、独自の教育を自由におこなうことができる。

インドには父方の祖先がヨーロッパ人のAnglo-Indianというコミュニティーがある。彼らは英語を母語だとしている。Anglo-Indianのための学校はAnglo-Indian Schoolと呼ばれ、教育内容や第10学年および第12学年の修了試験はInter-State Board for Anglo-Indian Educationによって管理されている。また、Anglo-Indian Schoolの生徒は、第10学年および第12学年の修了試験において、第1言語（母語）が英語であるように取り扱われている。

なお、第10学年および第12学年の修了試験は、州立（公立）学校の場合、州の中等教育局がおこなっている。英語学校修了者の場合、Central Board of Secondary Educationがおこなっている。中央政府学校（Central School）の教育、カリキュラム、修了試験等もCentral Board of Secondary Educationが管理している。

4. 英語教育制度

インドでは、1976年まで、教育の責任は各州にあった。1976年以降、教育は州と中央政府が共同で責任を持つことになった。

現在、ほとんどの州で<10+2+3>（初等教育～前期中等教育10年+後期中等教育2年+学士課程3年）の教育制度を採用している。しかし、<11+3>（初等教育～中等教育11年+学士課程3年）制の州や、学士課程を2年としている州も若干ある。例えば、マディヤ・プラデーシュ州では<11+3>制であり、第11学年終了時にHigher Secondaryの修了試験を実施している。

そして、学士課程は3年である。

現在、ほとんどの公立（州立）学校で英語は必修科目である。ほとんどの州で公立（州立）学校での英語教育は第6学年から開始されている。ただ、南インドのタミル・ナードゥ州では第3学年から、カルナタカ州では第5学年から英語教育が開始される。グジャラート州では第8学年から英語が必修になっているが、第6学年から選択科目として学習することができる。

授業時間数は州によって異なるが、ほとんどが週3回から8回程度である。なお、1回の授業の長さは、第10学年までは40分、第11学年と第12学年では45分である。また、教える内容は、学年が上がるにつれて文学作品の鑑賞が中心になっていく。なお、取り上げる文学作品は、近代イギリス文学やインドの英文学（Indian Writing in English）が中心で、古典や有名な作品が教材に取り上げられている。

学士課程では、第1学年あるいは第2学年まで一般英語（general English）が必修科目である。ほとんどのカレッジでは授業内容は文学鑑賞の講義である。教材に取り上げられる作品は近代イギリス文学やインドの英文学（Indian Writing in English）である。インドでは終了試験（卒業試験）が最も重要であり、終了試験でいい点を取れさえすればいいという風潮があり、学生は授業にあまり熱心でない。終了試験に出題される作品が指定されており、試験問題もワンパターンである。よって、学生は授業を聞くよりも終了試験予想問題の丸暗記に努める。多くのカレッジでは、授業は1回50分である。

州立（公立）学校の第12学年までは、多くの州では州の教育局（教育委員会）が管理している。第11学年と第12学年には、大学が管理している場合や中央政府の管理が強い学校もある。中央政府の管理が強い学校には、中央英語外国語研究所（Central Institute of English and Foreign Languages）が作成したシラバスを採用しているところが多い。

学士課程のほとんどは大学（university）の傘下でカリキュラムや試験実施の指導管理を受けるaffiliated collegeである。なお、インドの大学（university）には国公立もあるが、多くが私学で、University Grants Commission（UGC）に認可され、補助金を受けている。また、UGCは大学以外に全国102校のカレッジ（college）に自治権を認定し、補助金を与えている。なお、学士課程（多くの修士課程でも）の修了試験は英語でも地域語でも受験できるが、就職に有利な英語で受験する学生が大多数である。

ヒンディー語圏のビハール州、マディヤ・ブラデーシュ州などには反英語の雰囲気強く、反英語暴動が発生したことがある。そのため、行政にも英語を冷遇する傾向があり、交通標識などの公共の掲示物もヒンディー語だけで書かれているところもある。また、グジャラート語圏であるグジャラート州にも反英語の雰囲気があり、私立の英語学校（English-medium school）の禁止令が出ていたこともあったが、現在は緩和されている。

5. 教育用語（medium of instruction）

インドの学校数の73%は州立（公立）の学校である。州立学校ではその地域の主要言語を教育用語としている。一方、地域語を母語としない少数言語話者にも第3学年までは母語での教育を保証している。州立学校では英語は教科の1つである。

中央政府が直轄する中央政府学校（Central School/ Kendriya Vidyalaya）では、全国どこでも連邦の公用語であるヒンディー語と英語が教育用語である。なお、中央政府学校では英語とヒンディー語は教科としても教えられている。

Parasher (1991) は、現在のインドのホワイトカラーを被験者にした言語調査をおこない、その報告をしている。そのなかには、被験者その子供の教育用語の調査結果がある。それによると、初等教育では被験者の約70%が、中等教育では被験者の約45%が地域語（多くの被験者にとって母語）で教育を受けたとある。高等教育レベルでは被験者の98.6%が英語を教育用語としていたとある。一方、被験者の子供は、初等教育では84.5%、中等教育では86.5%、高等教育では90.5%が英語を教育用語とする学校に通っている（通っていた）。

つまり、被験者本人の世代には初等教育から中等教育にかけて地域語（被験者の多くにとって母語）が教育用語だった人が多いが、その子供の世代では初等教育から英語を教育用語とする学校に通う人が大多数となっている。この理由には、（1）インドではホワイトカラーの国内移動性が高く、自分の言語コミュニティを離れる人が多いため、子供を母語で教育することが困難になる、（2）英語が社会・経済的成功の条件になっているため、母語での教育を軽視してまでも初等教育段階から英語が教育用語の学校に子供を通わせる人が多いこと、（3）公立の州立学校は一般的に教育の質が低いので、教育の質が高いとされる英語を教育用語とする学校に子供を通わせる親が多いこと、が考えられる。

高等教育に関しては、被験者もその子供の世代も英語を教育用語にしている。これは、インドではイギリス植民地時代から英語が高等教育の用語として用いられていることと、現在、英語が科学技術と国際・国内コミュニケーションの用語としても重視されているためである。

なお、Parasher (1989) によると、文科系では学士課程レベルの74.3%、大学院レベルの84.5%で英語を教育用語とすることができる（一応、地域語を教育用語に選択できる「建前」にはなっている）。理系では、66.3%の大学で教育用語に英語しか選択できない。残りの大学では英語と地域語が教育用語である。工学・医学系では、教育用語は英語だけである。

インドのホワイトカラー（中間所得層に相当）は1億5千万人から2億5千万人いるといわれている。これはインドの全人口の15%から28%に相当する。前記のように、その多くが高等教育修了までに英語を教育用語とする学校に通っている。このことは大都市部ほど顕著である。いまや、インドでは英語が高学歴と社会経済的地位（中間所得層以上）を表す指標になっている。

インドで英語が教育用語として重視されるきっかけとなったのは、1835年採択の「マコーレーの覚え書き（Minute of Macaulay）」である。イギリスは植民地のインドで、被支配者であるインド人大衆とイギリス人の間の「通訳」になるような「血や膚の色はインド人だが、嗜好・意見・道徳・知性がイギリス人である階級」を必要としていた。しかし、現在のインドでの英語の役割は、植民地時代とはかなり異なっている。今は、英語は植民地時代の遺物ではなく、国内的・国際的移動性が高い中間所得層の国際・国内コミュニケーションの言語であり、高等教育や科学技術の用語となっているのである。

6. 英語学校（English-medium school）

南アジア諸国には英語を教育用語とする初等・中等教育の私立の学校が多い。主に州立（公立）地域語を教育用語とする学校（vernacular-medium school）に対して、この種の学校は英語学校（English-medium school）と言われている。

現在、英語学校の質は玉石混交である。

元来、私立の英語学校は、後で述べるパブリック・スクールのように、裕福な一部の特権階級のもので、高い質の教育を誇っていた。現在、伝統校は特権階級以外にも門戸を開きつつあるが、

依然として高い質の教育を誇っている。しかし、中間所得層が急増している現在、新参の中間所得層の要求もあり、教師の質や設備の備わらない新設の英語学校も急増している。筆者はインドで、民家や大衆食堂を改造した狭い教室に60人近い生徒を詰め込んでいる新設の英語学校を視察したことがある。そういう英語学校での教育用語は、基本的には英語であるが、一般的に教師の質が悪いため、無原則に英語と地域語が混ぜて話されている学校もある。

なお、インドには、パブリック・スクール (public school) というイギリスのパブリック・スクールをモデルにした私立の伝統校がある。パブリック・スクールでは、教育の質が高く、英語も洗練されている。その分、学費が高く、入学選考も厳しい。

パブリック・スクールの多くは全寮制で、さらに、英語以外の言語の使用が禁止されているところが多い。よって、生徒は一日中、英語漬けの生活である。このため、本来の母語をほとんど喪失し、英語が実質的に第1言語となってしまう人もいる。

また、インドには父方の祖先がヨーロッパ人のAnglo-Indianと呼ばれるコミュニティがある。英語が母語だと自称するAnglo-Indianのための学校はAnglo-Indian Schoolと言われ、教育内容、第10学年終了試験および第12学年修了試験はInter-State Board for Anglo-Indian Educationという機関によって管理されている。また、Anglo-Indian Schoolの生徒は、第10学年終了試験と第12学年修了試験において、第1言語 (母語) を英語である取り扱われている。

私立の英語学校の多くは、州政府の補助金を受けないかわりに、教育やカリキュラムへの統制・管理を州政府から受けない。よって、英語学校の多くは自由に独自の教育をおこなうことができる。なお、英語学校修了者も第10学年および第12学年修了時に試験を受験するのだが、州立 (公立) 学校修了者の試験が州の中等教育局に管理・運営されているのに対し、英語学校のそれはCentral Board of Secondary Educationという機関によって管理・運営されている (ちなみに、中央政府学校Central Schoolの教育やカリキュラムや修了試験もCentral Board of Secondary Educationに管理・運営されている)。

7. 英語教員養成/英語教員資格

初等教育から後期中等教育 (第1学年から第12学年) で教えるには、原則的にB.Edなどのような教員養成課程を修了しなければならない。これは、日本の幼稚園から高等学校の教員に教員免許が必要なことと似ている。ただ、教師が慢性的に不足している農村では、この資格さえを満たしていない教師も多い (インドでは、日本と同様、高等教育機関で教えるには教員免許は必須でない)。

次に、1学年から高等教育レベルまでの教員養成のしくみと教員資格の概略を述べる。

第1学年から第7あるいは第8学年までで教えるには、第10学年修了 (School Leaving Certificate) 後、2年の教員養成課程を修了する必要がある。

第8学年から第10学年で教えるには、学士 (B.A., B.Sc., B.Com.) に加えてB.Ed. (教育学士) を持っていなければならない。一般に、インドの学士課程は3年で (一部、2年) で、B.Ed.は学士取得後の1年課程で取得できる。B.Ed.では3教科以上を専修することになっており、英語も専修科目として選択可能である。

第11学年と第12学年は後期中等教育の課程であるが、大学の予科的な課程でもあるので、中間課程 (intermediate) とも言う。また、plus two、plus ten、あるいはjunior collegeなどとも呼ばれることが多い。第12学年次修了試験の成績は、学士課程への入学選考において重視される。ち

なみに、インドには第11・12学年の課程を併設して第11学年から学士課程まで一貫教育をおこなっているcollegeが多い。第11学年と第12学年で教えるための基礎資格は、修士号とB.Ed.である。しかし、実際には修士号とB.Ed.しか持っていない教師も多いという。

インドでは、一般的に、学士課程レベルをcollege、大学院レベルをuniversityと言う。collegeの多くには自治権がないので、universityと提携して、試験やカリキュラム編成に関してuniversityから指導や監督を受けている（そういうcollegeをaffiliated collegeという）。ちなみに、自治権や学位授与権を持つcollege（autonomous collegeという）はインド全体に102校ある。autonomous collegeの多くは修士課程まで設置している。

職階に関しては、affiliated collegeではjunior lecturer、senior lecturerの2種類だけである。autonomous collegeとuniversityでは、イギリスの大学にならぬ、lecturer、reader、professorの職階にしているところが多い。なお、ネルー大学のようにアメリカ式に、assistant professor、associate professorなどの職階を取り入れている大学もある。

現在、学士課程以上で教える最低限の資格は、first classあるいはsecond class上位の修士号に加えて、research degreeであるM.Phil.（Master of Philosophy）、あるいはM.Litt.（Master of Letters= M.Philと同等の学位）である。また、中央英語外国語研究所（CIEFL）などが授与するPGDTE（Postgraduate Diploma in the Teaching of English）が学士課程以上で英語を教えるための資格になっている。

最近では、Ph.D.を取得してから大学のlecturerやreaderに採用される場合が多いが、M.Phil.取得直後に採用され、教えながら、あるいはstudy leaveをとってPh.D.を取得する場合もある。これは、インドの大学の教員人事は業績中心というよりも学歴（学位）重視主義的だからである。例えば、インドの大学ではprofessorへの昇任にはPh.D.が必要とされる場合が多い。

なお、インドではcollegeの教員は主に教育に従事することになっており、基本的には研究する義務はない。これは、インドのcollegeでは、丸暗記式の勉強に重点が置かれていることと関係があろう。例えば、インドでは学士課程と修士課程のほとんどで卒業論文が必修とされていない。それに対して、Ph.D.やM.Phil.では学位論文が必修である。よって、それらの課程を担当するuniversityの教員には研究する義務がある。

8. 英語教員の実情

①教員の質

高学歴者の慢性的な失業問題をかかえるインドでは、教員の有資格者が多く、教員不足はあまり深刻ではないが、北インド、西インド、中央インドの非都市部では教員不足の問題があるという。特に教員不足の地域では、無資格の教員も多いという。また、初等教育の教員が前期中等教育の教員も兼ねている地域もあるとの報告もある。

インドでは、優秀な学生は給料が高い職業（中央政府の公務員、銀行、政府系企業、外資系企業）などへの就職を希望する。それに、公立学校では給料が安いという教育環境が劣悪なため、良い人材が集まらず、教師の質は低いとされる。これは、非都市部ほど、そして、学校種が下がるほど顕著である（ただし、名門の私立学校、中央政府学校（Central School）、高等教育機関は例外である）。

インドでは女性が就く職業が限られているため、教育のある優秀な女性は教員になることが多い。また、一般的に、女性教員は男性教員にくらべて優秀であると言われている。よって、女性

教員が多い女子校の教育は、男性教員が多い男子校よりも良いと言われている。

②英語教員現職教育

インドでは英語教員の現職教育はあまり活発ではない。また、海外研修の機会はほとんどなく、国内研修がほとんどである。

中等教育レベル（ほとんどの州で、第6学年から第12学年）での現職教育は、各州の中等教育局（Secondary Education Department）が管理している。また、バンガロールとチャンディーガルのRegional Institute of English、カルカッタのInstitute of English、あるいは全国28ヶ所にあるインド政府が出資しCIEFLが運営するDistrict Centreで、現職教員のための1ヶ月から3ヶ月程度の研修がおこなわれている。なお、中等教育レベルの現職教育は、大体、数日から3ヶ月の短期集中である。

中央英語外国語研究所（CIEFL）は、公費でインド各地にあるDistrict Centreの指導者であるresource personの短期集中研修をおこなっている。研修では、CIEFLのスタッフが、言語学、文法、統語論、音声学、応用言語学、英語教授法、教材論、模擬授業、公開授業などの指導をしている。ただ、日本における現職教育でも同様であるが、教授法や英語力そのものを高める研修というよりも、英語教授法や英語に関する「知識」を与える研修になりがちである。

高等教育レベルの教員には、現職教育の一環として、ハイダラーバードにある中央英語外国語研究所（CIEFL）、ラクナウとシロンにあるCIEFLのregional centre、または大学でdiplomaや学位を取得する機会が与えられることが多い。また、インドでは通信教育が発達しており、Ph.D.まで通信教育（スクーリング併用であるが）で取得できるので、多くの現職教員が通信教育で学位を取得している。また、高等教育機関の教員には、フルブライト奨学金、ブリティッシュ・カウンシル奨学金、コモンウェルス奨学金などでアメリカやイギリスに留学する人もいるが、ごく少数である。

③外国人教師

以前、インドには外国人（特にイギリス人）英語教師がいたが、現在はほとんどいない。この理由は、インドに外国人英語教師を雇うお金がないことだけでなく、20世紀の言語学が英語の非母語変種の意義を認めはじめたことをふまえて、インド人が自分の英語に自信を持ちはじめたからである。例えば、60%以上のインド人が「教育のあるインド人」の英語を大学や学校で教えるべきだと考えているという報告がある（Parasher, 1991.1 なお、約33%がイギリス英語を教えるべきだと考えている）。また、面白いことに、海外在住インド人には、長く海外に住んでも、インド式の衣食の習慣と同様に、インド式英語を話し続ける人が少なくない。誇り高いインド人は、インド英語にも誇りを持ちはじめた。

インドには英語教師の「輸入」はほとんどないが、アジアやアフリカの国々に英語教師を「輸出」している。アジアやアフリカにはかなりの数のインド人英語教師がいる。英語教員の国際収支に関しては、インドは輸出超過国なのである。

9. 教材

①教科書

州政府指定の中等教育用の教科書は、各州の中等教育委員会、大学、中央英語外国語研究所

(CIEFL) などが執筆・編集し、州の教育局や出版社が出版している。

学士課程で用いる教科書は、各大学、あるいは中央英語外国語研究所 (CIEFL) が編集し、各大学、CIEFL、あるいは出版社が出版している。また、Orient LongmanやOxford University Press等のイギリス系出版社インド現地法人も中等教育や大学用教科書の出版を手がけている。

公立 (州立) 学校で用いられる教科書には、Reader (総合英語。第9学年用までは文法も含む)、Complementary Reader (Workbook)、Supplementary Reader (第8学年以上用) などがあり、読み、書き、会話、文法などがほぼ均等に配分されている。ちなみに、アンドラプラデーシュ州のシラバスでは、英語教育がはじめる第6学年から第10学年修了までの5年間に約3,500の語を教えるとしている。

教科書に対応した教師用指導書もある。説明などはほとんど英語だが、ヒンディー語圏で使用されている教師用指導書には、英語の発音をIPA (国際音標文字) でなく、ヒンディー語の文字であるデーヴァ・ナーガリー文字で表記しているものも多い。なお、インドでは発音指導がほとんどおこなわれていない。これは各種テストで発音問題がほとんど出題されないことや、教科書には発音の説明がないことも影響していると思われる。テストに発音問題がないことに加えて、発音記号の指導もほとんどされないため、発音記号の読み方さえ知らない生徒がほとんどである。よって、ほとんどのインド人生徒にとっての英語の発音モデルは、インド人英語教師の発音なのである。

インド人の多くはインドの英語に自信を持っており、発音がインド式であってもあまり気にしない。それはParasher (1991) の調査からもうかがえる。それによると、インド人ホワイトカラーの約85%がインド人英語教師の発音を「教育のあるインド人の英語」と考え、約76.5%が自分自身の英語を「教育のあるインド人の英語」と考えている。さらに、約61%がインドの学校や大学で「教育のあるインド人の英語」を教えるべきだと考えている。

インドでの英語教育の推進機関である中央英語外国語研究所 (CIEFL) は、インド人の英語の国際的通用性を高めるために「教育のあるインド人の英語」の発音モデルを提案している。それは、特に音韻に関しては、従来のインド式英語の発音を最大限に活かした現実的かつ実行可能なものである。一方、アクセントや強勢などの超分節音素は、国際的通用性を高めるために、母語英語にならうとしている。つまり、インドではインドの諸言語の影響で英語を音節拍リズムで発音することが多いが、母語英語と同じ強勢拍リズムで発音すべきとしているのである。

②辞書

インドの英語教育の現場では辞書指導がほとんどおこなわれていない。その結果、辞書の使い方をよく知らないインド人が多い。辞書を使っても、せいぜい単語の意味を調べる程度である。例文を参照したり、語法や語源を調べたりする人はほとんどいない。

ヒンディー語などの「インド語=英語」の2言語辞書は、インド国内で多数編さん・出版されている。しかし、訳語の羅列だけの辞書が多く、例文付きの辞書はほとんどない。それに、「インド語→英語の辞書」には100年ほど前に編さんされた古いものが依然として使用されており、学習者用辞書はほとんどない。

一方、「英語→インド語の辞書」も、インド国内で多数編さん・出版されているが、「インド語→英語の辞書」と同じく、訳語の羅列だけのものや、100年ほど前に編さんされたものが多い。だが、近年、外国 (特にイギリスのLongmanやOxford) の学習者用辞書を参考にして編纂され

た「英語→英語→インド語の辞書」には、英語での語義の説明、語法説明、簡単な例文などを記載している辞書もある。なお、「英語→インド語の辞書」には英語の発音を表示するのに発音記号を用いず、ヒンディー語の文字であるデーヴァ・ナーガリー文字で発音を表記している辞書がある。これは、日本の初学者用英和辞典がカタカナで発音表記していることに似ている。なお、インドの辞書には国際音標文字（IPA）はほとんど用いられていない。

インドで編纂・出版された2言語辞書には海賊版も多い。しかし、廉価であるためよく売れている。それに対して、LongmanやOxfordの学習者用辞書は、インド版も販売されているが、他のインド製辞書にくらべて非常に高価なため、一部の専門家だけが購入しているだけで、一般には普及していない。

10. テスト

インドでは入学試験よりも卒業（修了）試験が重要である。卒業（修了）試験の成績が卒業後の進学や就職に大きく影響するため、インド人生徒・学生は少しでも良い点を取るために必死である。

現在、ほとんどの州では第10学年修了時と第12学年修了時に試験を実施している。一般に、第10学年修了時の試験をMatriculation（あるいはSSLC: Secondary School Leaving Certificate）、第12学年修了時のテストをHigher Secondary Examinationと言う。Matriculationは、大学予科（Intermediate「中間課程」、junior college、plus twoなどと言う）への入学選考をも兼ねている。北インドには英語が必修科目でなかった州もあったが、現在、ほとんどの州で英語は必修科目である。Matriculationは各州の中等教育局が管理・実施している。Higher Secondary Examinationも各州の中等教育局が管理・実施しており、英語は必修科目である。

なお、一部、第11学年修了時にのみ試験をおこない、その後すぐに学士課程に進学する旧式の制度を維持している州もある。

11. 学校外英語教育

インドの都市部には営利目的の英語学校や英会話学校があり、結構、繁盛している。適正な英語の会話力や文法力があれば就職や昇進に有利なので、多くの学生や社会人が通っている。また、YMCAなどの非営利団体も英会話学校を開講している。ちなみに、インド人は英語の聞き取りの練習をしないので、英語学校にも聞き取りを教えているところはない。これは、インド人にはなぜか英語の聞き取り力があるため、あえてする必要がないからであろう。

それにインドの都市部には、Higher Secondary School修了試験、学士課程や修士課程修了試験、あるいは就職試験の受験指導をするための塾や予備校が多くある。それらはTutorialとかCoaching Schoolと呼ばれ、雑居ビルの一隅などにあることが多い。そういう学校の教師は、日本と似ていて、退職した大学・学校の教師、修士・博士取得者で就職していない人などが教えている。

ちなみに、インドにもIT社会が到来しているので、営利目的のコンピューター学校も多く解説されている。

補修や受験用の通信教育も多く、繁盛している。また、英会話、大学・大学院修了試験、就職試験、コンピューター関連の参考書も良く売れている。

12. おわりに

インドでは英語は外国語ではなく、第二言語である。インド人にとって英語は国内言語であり、インドの言語の1つであり、国際コミュニケーションのための言語なのである。英語はインドの社会で実際に必要であるため、インド人は英語を真剣に学び、実際に使用する。インド人の英語力が、英語を外国語とする国の人々の英語力よりも高いのは当然なのである。TOEFLの国別スコアでも、アジアでは常に上位に入っている。

アジア随一の英語大国・インドの言語政策や英語教育の情報が日本の英語教育や外国語教育の参考になれば幸いである。

<註>

(1) 語族別・アルファベット順に整理する次のようになる：

インド・アーリヤ系言語 (13言語)

アッサム語 (Assamese)、ベンガル語 (Bengali)、グジャラート語 (Gujarati)、ヒンディー語 (Hindi)、カシミール語 (Kashmiri)、コンカーニー語 (Konkani)、マラーティー語 (Marathi)、ネパール語 (Nepali)、オリヤー語 (Oriya)、パンジャブ語 (Punjabi)、サンスクリット語 (Sanskrit)、シンディー語 (Sindhi)、ウルドゥー語 (Urdu) ドラヴィダ系言語 (4言語)

カンナダ語 (Kannada)、マラヤラム語 (Malayalam)、タミル語 (Tamil)、テルグ語 (Telugu)、

チベット・ビルマ語系 (1言語)

マニプル語 (Manipuri)

上記の言語のうち、カシミール語、ネパール語、サンスクリット語、シンディー語、マニプル語以外の言語はそれぞれ故地のある州の公用語である。マニプル語はマニプル州の主要言語である。なお、コンカーニー語はゴア州の州公用語である。

シンディー語とネパール語の故地はインド国内にはなく、それぞれパキスタンとネパールにある。また、カシミール州の公用語はカシミール語でなくウルドゥー語である。サンスクリット語はインドの古典語で、母語話者はほとんどいない (1991年の調査では49,736人が母語だと主張) が、文化的・伝統的に非常に重要な言語であるため、現代インド諸言語がサンスクリット語の語句を借用している。また、サンスクリット語は東南アジアの多くの言語にも影響を与えている。

インド中央政府がインド文学の発展・振興のため1954年に設立したサーヒティヤ・アカデミー (Sahitya Academi 「文学アカデミー」の意味) は憲法で指定した18言語にラージャスターニー語 (Rajasthani)、マイティリー語 (Maithili)、ドグリー語 (Dogri)、英語の4言語を加えた22言語を認知している。憲法で指定された言語も元々はこのサーヒティヤ・アカデミーによって認知されていた言語であった。サーヒティヤ・アカデミーによって認められることは、その言語が文学的伝統を持つ「文化語」として認められることである。

ちなみに、インドの英語文学 (Indian Writing in English) は、サーヒティヤ・アカデミーにインド文学の一つであると認知されている。インドの英語文学は、インドの教育のある層に人気があり、インドの大学の英語科では、多くの学生が研究している。

(2) インドでは言語（そのほとんどが文字や文学を有する大言語）を基軸にした州編成をおこなっている。1956年11月の州の大編成で地域の主要言語を機軸とした「言語州」が誕生した。「インド憲法第8付則で指定されている言語」の多くはそれぞれの故地で州公用語となっている。下の一覧表を参照（アルファベット順）。ただし、2000年にマディヤ・プラデーシュ州から独立した3州は除外している。

言語名	州名	言語名	州名
アッサム語	アッサム州	カンナダ語	カルナタカ州
ベンガル語	西ベンガル州	コンカーニー語	ゴア州
英語		マラヤラム語	ケララ州
グジャラート語	グジャラート州	マラーティー語	マハーラーシュトラ州
ヒンディー語	ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州、ハリヤーナー州、マディヤ・プラデーシュ州、ヒマーチャル・プラデーシュ州	オリヤー語	オリッサ州
		パンジャープ語	パンジャープ州
		タミル語	タミル・ナードゥ州
		テルグ語	アーンドラ・プラデーシュ州
		ウルドゥー語	ジャンム・カシミール州

ちなみに、ラージャスターン語はヒンディー語の1方言とされていたので、ラージャスターン州の公用語はヒンディー語となっていたが、ラージャスターン語がSahitya Academiに認知されたので、将来はラージャスターン語が州公用語となる可能性もある。なお、英語も北東インドのいくつかの州公用語である。

(3) ジャンム・カシミール州はムスリムが多数派の州であるため、南アジアのムスリムの共通語・文化語であるウルドゥー語が州公用語となっている。また、北東インドはアメリカの伝導使節の影響が強いこと、北インドのヒンディー語圏の影響が弱いこと、また、少数言語に別れていることなどの理由から、従来から英語が共通語として機能してきた。

(4) 「A地域」は、アンダマン・ニコバル諸島以外はヒンディー語圏である。なお、アンダマン・ニコバル諸島ではニコバル諸島諸語（オーストロアジア語族）やヒンディー語などさまざまな言語が話されている。

(5) 「B地域」は、ヒンディー語に近いインド語派の言語が話されている。なお、チャンディールではヒンディー語圏とパンジャープ語圏の境界で、両言語が話されている。

<参考文献>

安藤昭一（編）（1991）『英語教育現代キーワード』増進堂

市河三喜、高津春繁（編）（1952）『世界言語概説:上巻』研究社

榎木蘭鉄也（1989）「ヒンディー語・ウルドゥー語話者の話す『インド英語』の音変化について」『KELT第5号』神戸大学大学院教育学研究科・英語教育研究会

榎木蘭鉄也（1997）「インドの英語」—「特集：世界の英語ひとめぐり」『英語教育1997年1月号』大修館書店

- 榎木蘭鉄也 (2000) 「インドの場合」 — 「連載：アジアの英語事情 9」『英語教育2000年12月号』大修館書店
- 大内穂、長田満江 (2000) 「南アジア」『情報・知識イミダス2001』集英社
- 加賀谷寛、浜口恒夫 (1977) 『世界現代史10: 南アジア現代史Ⅱ』山川出版社
- 辛島昇他 (監修) (1994) 『南インドを知る辞典』平凡社
- 辛島昇 (編) (1985) 『インド世界の歴史像』山川出版社
- 辛島昇、坂田貞二他 (1991) 『インド: ブルーガイド・ワールド28』実業之日本社
- 小西正捷 (編) (1986) 『もっと知りたいパキスタン』弘文堂
- 佐藤宏、内藤雅雄、柳沢悠、臼田雅之、押川文子、小谷江之 (編) (1989) 『もっと知りたいインドⅠ・Ⅱ』
- 中村元 (1986) 『インド思想史：第2版』岩波全書
- 中村平治 (1977) 『世界現代史9：南アジア現代史Ⅰ』山川出版社
- 奈良毅 (1981) 「インド亜大陸の言語」『講座言語6 世界の言語』(北村甫 (編)) 大修館書店
- 日本イスラム協会 (監修) (1985) 『イスラム事典』平凡社
- 浜口恒夫 (1996) 『パキスタンとバングラデシュ政治経済研究入門』大阪外国語大学地域文化学科・南アジア地域文化専攻研究室
- 藤井毅 (1994) 「言語問題」『南インドを知る辞典』(辛島昇他 (編)) 平凡社
- 本名信行 (編) (1990) 『アジアの英語』くろしお出版
- 溝上富夫 (1984) 「多言語社会の文化的諸相」『インド世界: その歴史と文化』(近藤治 (編)) 世界思想社
- 山本達郎 (編) (1983) 『世界各国史10・インド史』山川出版社
- BANSAL, R.K. (1969) *Intelligibilities of Indian English*, Hyderabad Central Institute of English and Foreign Languages.
- BANSAL, R.K. (1972) *The Sound System of General Indian English*, Hyderabad: Central Institute of English and Foreign Languages.
- BANSAL, R.K. (1992) *Studies in Phonetics and Spoken English*, Hyderabad: Central Institute of English and Foreign Languages.
- CHAKLADER, S. (1990) *Sociolinguistics: A Guide to Language Problems In India*, New Delhi: Mittal Publications.
- CIEFL (2001) *Prospectus 2001-2002*, Hyderabad: Central Institute of English and Foreign Languages.
- Department of Education, Government of Andhra Pradesh (1989) *A Teachers' Hand-book for the Teaching of English in Non-English Medium Schools Classes VI - X* Hyderabad: The Andhra Pradesh Govt. Textbook Press.
- English Language and Literature Division, the British Council (1986) "English Language Teaching Profile".
- Government of India (2001) *India 2001*, New Delhi: Research and Division, Ministry of Information and Broadcasting.
- KACHRU, B.B. (1883) *The Indianization of English: The English Language in India*,

New Delhi: Oxford University Press.

KACHRU, B.B. (1986) *The Alchemy of English: The Spread, Functions and Models of Non-Native Englishes*, Oxford: Pergamon Press.

KRISHNA. S. (1991) *Indian Living Languages: The Critical Issues*, New Delhi: Allied Publishers Limited.

MATHEW. Mammen (ed.) (2001) *Manorama Yearbook 2001*, Kottayam, Kerala.

NIHALANI, Paroo. TONGUE Ray K and HOSALI Priya (1979) *Indian and British English: A Handbook of Usage and Pronunciation*, New Delhi: Bahri Publications

PARASHER, S.V (1989) "Language Policy Language Use and English Language Teaching in India," *Indian Journal of Applied Linguistics* Vol. 15. N0.2.

PARASHER, S.V (1991) *Indian English Function and Form*, New Delhi Bahri Publications.

PATTANAYAK. D.P. (1981) *Multilingualism and Mother Tongue Education*, Delhi: Oxford University Press.

RAM, S.K. and GUNASHEKAR. Paul (1995) *Communicate in English: A Middle School Course (Literary Reader Books I - III, Workbooks I - III, Teacher's Books I - III)*, Delhi: Oxford University Press.

RAMAIAH. L.S. (1988) *Indian English A Bibliographical Guide to Resources*. Delhi: Gian Publishing House.

SACHDEVA. S.K. (ed.) (2001) *Yearbook 2001*, New Delhi: Competition Review.

SHACKLE. C. (1987) "Speakers of Indian Languages", *Learner English*, (SWAN and SMITH, B. (eds)) Cambridge University Press

SRIDAR. K.K. (1989) *English in Indian Bilingualism*, New Delhi Manohar

TRUDGILL P and HANNA J. (1986) . *International English: A Guide to Varieties of Standard English*. Arnold

VERMA, S.K. (1980) "Swadeshi English: Form and Function" , *Indian Linguistics* Vol. 41.

VERMA. S.K. (1991) "The Three Language Formula Its Sociopolitical and Pedagogical Implications" . *I.T.L.* 91-92.